

平成26年3月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

指名停止措置要領等の改正について（お知らせ）

本市では、「旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）及び「旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準」（以下「運用基準」という。）を制定して談合等の不正行為の排除，防止を図っているところですが，指名停止措置の基準のより一層の明確化及び強化を図るため，次のとおり改正します。

○ 主な改正点（改正年月日～平成26年4月1日）

1 本市発注の契約に係る「贈賄」，「競売入札妨害又は談合」及び「独占禁止法違反」について指名停止期間を引き上げる。

① 贈賄

現行「8か月以上 24か月以内」→ 改正「12か月以上 30か月以内」

② 競売入札妨害又は談合

現行「8か月以上 24か月以内」→ 改正「12か月以上 30か月以内」

③ 独占禁止法違反

現行「6か月以上 24か月以内」→ 改正「12か月以上 24か月以内」

2 本市発注の契約に係る「贈賄」及び「競売入札妨害又は談合」については，運用基準において，実行者の地位に応じた指名停止期間を明示する。

① 代表役員等（専務取締役以上） 24か月

② 一般役員等 18か月

③ 使用人 12か月

なお，賄賂と契約受注との関わり等，情状に応じて期間の加重を行う。

3 運用基準において，「独占禁止法違反」に係る内容に応じた指名停止期間を明示する。

[本市発注の業務の場合]

① 刑事告発 18か月

② 独占禁止法違反の容疑による逮捕 18か月

③ 排除措置命令 12か月

④ 課徴金納付命令 12か月

なお，発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性，悪質性等，情状に応じて期間の加重を行う。

4 建設工事等の入札において，事前に公表された設計金額を上回る入札は指名停止措置の対象とする。

① 競争入札心得に，事前公表された設計金額以下の金額で入札をすることができない場合は，入札辞退届を提出して，入札を辞退することを明示する。

② 事前公表された設計金額を上回る金額での入札は失格とし，その金額を開札結果において公表する。

③ 正当な理由なく事前に公表された設計金額を上回る金額で入札をしたときは，指名停止措置1か月とする。